

## みよし市広告入り窓口封筒無償提供に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民等が利用する窓口封筒の無償提供に関し、みよし市広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「窓口封筒」とは、市が発行した証明書等を持ち帰るために窓口を設置して市民等に提供する封筒で、民間企業等の広告が印刷されたものをいう。

2 この要領において「封筒提供者」とは、窓口封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行う等広告掲載に係る一連の事業を行い、市に窓口封筒を無償提供する事業者をいう。

(窓口封筒設置場所)

第3条 窓口封筒の設置場所は、市民課、市民情報サービスセンターその他市長が指定する場所とする。

(窓口封筒の設置期間)

第4条 窓口封筒の設置期間は、3年とする。

(封筒提供者の募集方法)

第5条 封筒提供者の募集は、市ウェブサイト等に掲載して行うものとする。

2 募集期間及び提出書類その他募集について必要な事項は、別に定めるものとする。

(封筒提供者の申込み)

第6条 封筒提供者になろうとする者は、みよし市広告入り窓口封筒無償提供申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(封筒提供者の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込み内容等について審査し、封筒提供者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により封筒提供者を決定したときは、みよし市広告入り窓口封筒無償提供承認・不承認決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(確認書の締結)

第8条 市長は、前条第1項の規定により決定した封筒提供者と広告入り窓口封筒無償提供に関して、確認書を締結するものとする。

(封筒提供者の責務)

第9条 封筒提供者は、広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を与えることのないよう十分配慮しなければならない。

2 封筒提供者は、窓口封筒の色、形状その他仕様について、事前に市と協議しなければならない。

3 封筒提供者は、広告及び広告主に問題が発生したときは、速やかに市長に通知し、当該窓口封筒を回収し、代替の窓口封筒を提供するものとする。

4 封筒提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任にお

いて代替の窓口封筒を提供するものとする。

5 封筒提供者に前2項による損害が生じても、市は責任を負わないものとする。

(窓口封筒の使用の中止)

第10条 市長は、市民等に窓口封筒を提供することが適当でないと認めたときは、封筒提供者と協議の上、窓口封筒の使用を中止するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月20日から施行する。